

平成 26 年度の国民年金の加入・保険料納付状況

【 目 次 】

I 平成 26 年度の被保険者の状況

- | | | |
|-----|---------------------|---|
| 1 | 国民年金被保険者の動向 | 1 |
| 2 | 第 1 号被保険者の動向 | |
| (1) | 第 1 号被保険者の資格取得者数の状況 | 2 |
| (2) | 第 1 号被保険者の年齢構成の変化 | 2 |

II 平成 26 年度の保険料納付状況

- | | | |
|-----|-----------------|---|
| 1 | 保険料納付状況 | |
| (1) | 納付率等の推移 | 3 |
| (2) | 納付月数の推移 | 4 |
| (3) | 年齢階級別の納付率 | 5 |
| (4) | 免除状況別の納付率 | 6 |
| 2 | 現年度分納付率の変化に係る分析 | |
| (1) | 被保険者属性別の納付率の変化 | 7 |
| (2) | 納付率の変化の影響度 | 8 |

III 地域別の保険料納付状況

- | | | |
|------|-----------------|----|
| (1) | 都道府県別の保険料納付状況 | 9 |
| (2) | 市区町村規模別の保険料納付状況 | 11 |
| (参考) | 都道府県別全額免除割合の変化 | 12 |

平成 27 年 6 月

厚生労働省年金局

I 平成 26 年度の被保険者の状況

1 国民年金被保険者の動向

- 第 1 号被保険者数（任意加入被保険者数を含む。）は、平成 26 年度末現在で 1,742 万人と、前年度末と比べ 63 万人減少している。
- そのうち法定免除者数及び申請全額免除者数は平成 26 年度末現在でそれぞれ 134 万人及び 245 万人となっており、前年度末と比べ法定免除者数は 3 千人増加、申請全額免除者数は 4 万人減少している。
- 平成 26 年度末の納付対象者数は 1,140 万人となっており、前年度末と比べ 60 万人減少している。
- なお、一部免除者数は平成 26 年度末現在で 61 万人となっており、前年度末と比べ 3 万人増加している。

表 1 国民年金被保険者数の動向

	第 1 号被保険者 (任意加入 含む)	第 1 号被保険者										任意加入 被保険者	被用者年金 被保険者 (第 2 号被 保険者等)	(再掲) 厚生年金 保 険	第 3 号 被保険者
		全額免除者							一部免除者						
		(再掲)	法 定 免 除 者	申 請 全 額 免 除 者	学 生 納 付 特 例 者	若 年 者 納 付 猶 予 者	(再掲)	申 請 3/4 免 除 者	申 請 半 額 免 除 者	申 請 1/4 免 除 者					
平成 22 年度	1,938	1,904	551	126	221	166	38	44	24	14	6	34	3,883	3,441	1,005
23	1,904	1,872	568	131	230	169	39	46	25	14	6	33	3,892	3,451	978
24	1,864	1,834	587	134	239	172	42	48	26	15	7	29	3,912	3,472	960
25	1,805	1,779	606	134	249	176	46	59	30	19	9	27	3,967	3,527	945
26	1,742	1,718	602	134	245	178	44	61	31	20	10	24	(4,038)	3,599	932

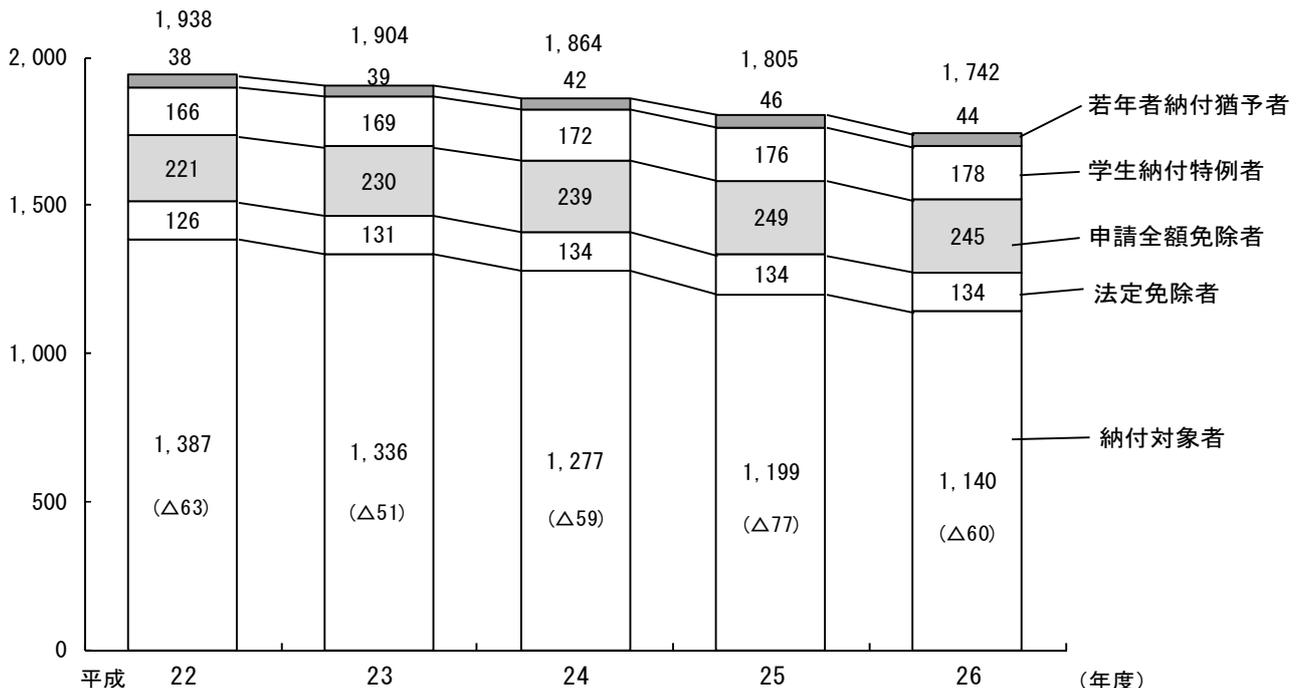
(年度末現在、単位：万人)

注 1 「被用者年金被保険者」は、国民年金第 2 号被保険者のほか、65 歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権者を含む。

注 2 被用者年金被保険者欄の () 内の数字は、共済組合の加入者数を平成 25 年度末実績とした場合の暫定値である。

図 1 第 1 号被保険者数の推移

(単位：万人)



注 1 納付対象者は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む。）から法定免除者、申請全額免除者、学生納付特例者及び若年者納付猶予者を除いたものである。したがって、一部免除者は納付対象者に含んでいる。

注 2 納付対象者の () 内の数字は対前年度差である。

2 第1号被保険者の動向

(1) 第1号被保険者の資格取得者数の状況

- 平成26年度の資格取得者の第1号被保険者に対する割合は28.7%となっている。
- 第1号被保険者の資格取得者においては、第2号被保険者から第1号被保険者となる者が引き続き多い。

表2 第1号被保険者の資格取得理由別被保険者数

(単位：万人)

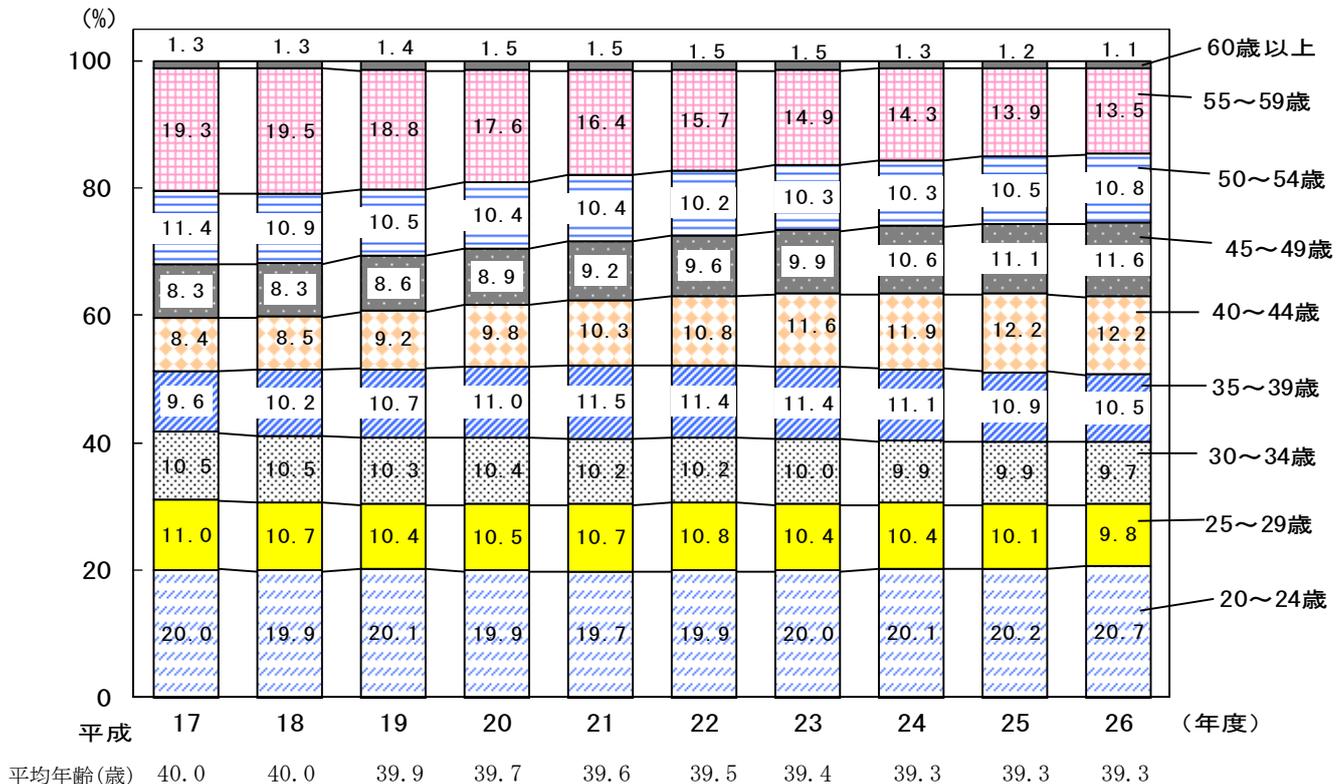
	第1号被保険者数 (年度末)	資格取得者数 (年度累計)	割合 (%)	(再掲)				
				第2号からの 移行者等	第3号からの 移行者	20歳到達者	手帳送付者	資格取得 届出者
平成22年度	1,938	464	23.9	283	65	105	55	50
23	1,904	472	24.8	282	77	106	57	49
24	1,864	480	25.8	302	66	104	56	49
25	1,805	505	27.9	323	80	103	53	50
26	1,742	500	28.7	328	60	106	54	52

注 資格取得者数には、上記の再掲に示した者以外に、任意加入被保険者の資格取得者等が含まれるため、その数は再掲の合計とは一致しない。

(2) 第1号被保険者の年齢構成の変化

- 平成26年度の第1号被保険者の年齢構成をみると、20～24歳の全体に占める割合が20.7%と最も高く、次に55～59歳が13.5%となっている。

図2 第1号被保険者の年齢構成の推移（年度末現在）



注1 第1号被保険者には任意加入被保険者を含んでいる。

注2 抽出統計調査（抽出率1/100）による数値である。

II 平成 26 年度の保険料納付状況

1 保険料納付状況

(1) 納付率等の推移

- 平成 26 年度中に納付された現年度分保険料についてみると、納付対象月数が前年度に比べ 830 万月 (5.7%) の減少、納付月数が 210 万月 (2.4%) の減少となった結果、納付率は 63.05% となり、前年度の 60.89% から 2.17 ポイントの上昇となった。
- 平成 24 年度分保険料の最終納付率は 67.76% となり、前々年度の 58.99% から 8.77 ポイント伸びている。

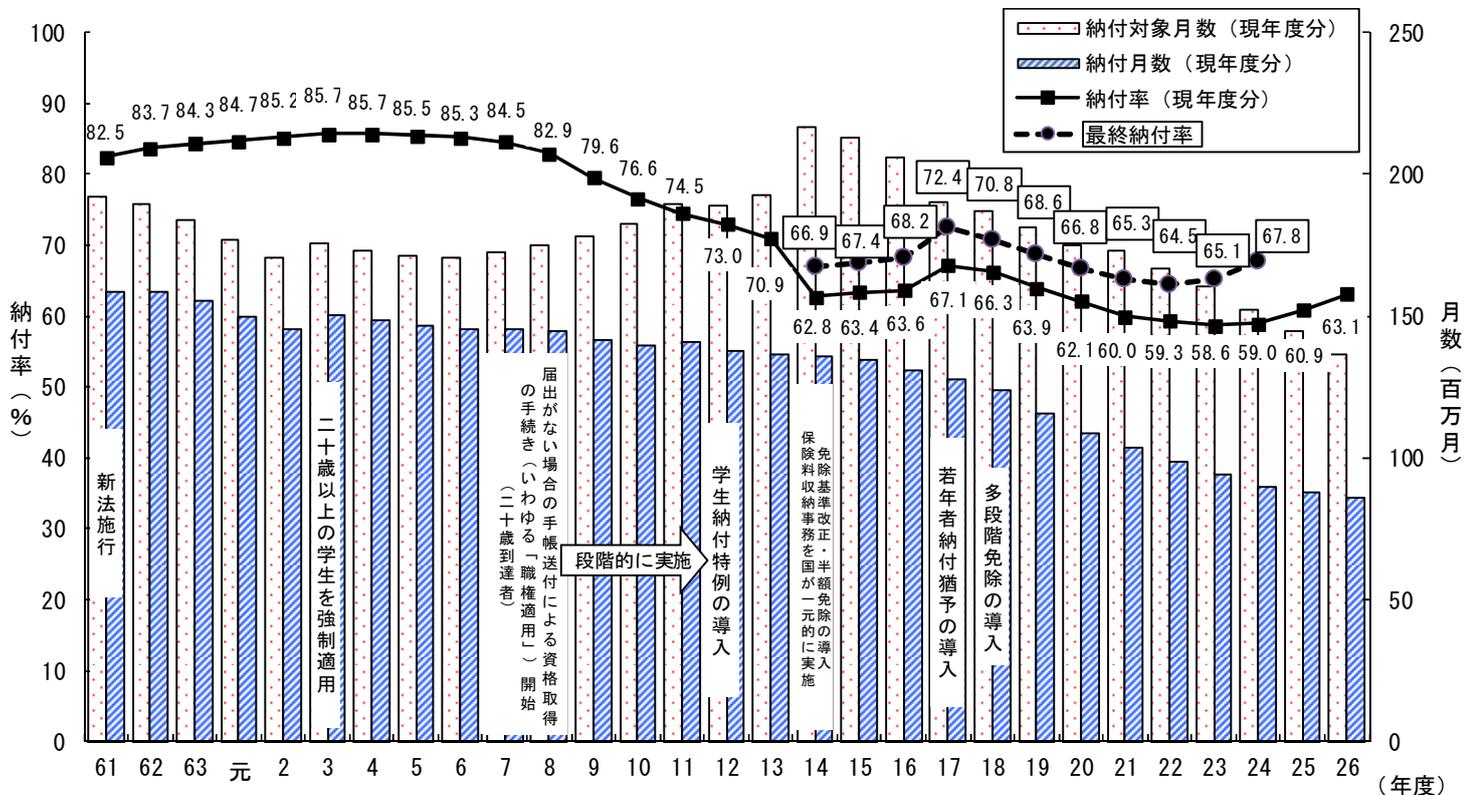
表 3 納付対象月数及び納付月数の推移 (現年度分)

(単位: 万月)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
納付対象月数	16,679 (△ 3.6)	16,042 (△ 3.8)	15,274 (△ 4.8)	14,481 (△ 5.2)	13,651 (△ 5.7)
納付月数	9,893 (△ 4.7)	9,407 (△ 4.9)	9,010 (△ 4.2)	8,817 (△ 2.1)	8,607 (△ 2.4)

注 納付対象月数及び納付月数の () 内数値は、対前年度比 (%) である。

図 3 納付率等の推移



注 1 $\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない。)であり、納付月数はそのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

注 2 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率は、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

表4 現年度分及び過年度分を加えた納付率の推移

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平成22年度分保険料	59.31	62.20 (2.89)	64.55 (2.35)		
平成23年度分保険料		58.64	62.55 (3.91)	65.08 (2.53)	
平成24年度分保険料			58.99	63.46 (4.47)	67.76 (4.30)
平成25年度分保険料				60.89	67.19 (6.30)
平成26年度分保険料					63.05

注1 各年度末時点で把握した当該年度分の納付率である。

注2 ()内は前年度からの伸びである。

表5 納付対象月数及び納付月数の推移(過年度分含む)

(単位：万月)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
平成22年度分保険料	納付対象月数	16,679	16,685	16,776		
	納付月数	9,893	10,379	10,829		
平成23年度分保険料	納付対象月数		16,042	15,921	16,041	
	納付月数		9,407	9,959	10,439	
平成24年度分保険料	納付対象月数			15,274	15,204	15,040
	納付月数			9,010	9,648	10,191
平成25年度分保険料	納付対象月数				14,481	14,145
	納付月数				8,817	9,504
平成26年度分保険料	納付対象月数					13,651
	納付月数					8,607

注. 各年度末時点で把握した当該年度分の納付対象月数及び納付月数である。

(2) 納付月数の推移

○ 平成26年度中に納付された保険料(現年度分及び過年度分)は9,838万月分(対前年度比 Δ 1.0%)であり、そのうち当年度分は8,607万月分(対前年度比 Δ 2.4%)、過年度分は1,230万月分(対前年度比+10.0%)となっている。

表6 納付月数の推移

(単位：万月)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	対前年度比 (%)
総納付月数	10,841	10,329	10,012	9,935	9,838	Δ 1.0
現年度分納付月数	9,893	9,407	9,010	8,817	8,607	Δ 2.4
過年度分納付月数	948	921	1,002	1,118	1,230	10.0
前年度分	556	486	552	638	687	7.7
前々年度分	392	435	450	480	543	13.1

(3) 年齢階級別の納付率

- 平成26年度の納付率を5歳階級別にみると、おおむね年齢が若いほど低くなっている。また、前年度と比較すると、昨年に続き全ての年齢階級において納付率が上昇している。
- 出生年度別に納付率をみると、平成3年度に生まれた者が低くなっているのを除き、上昇している。

図4 年齢階級別納付率（現年度分）

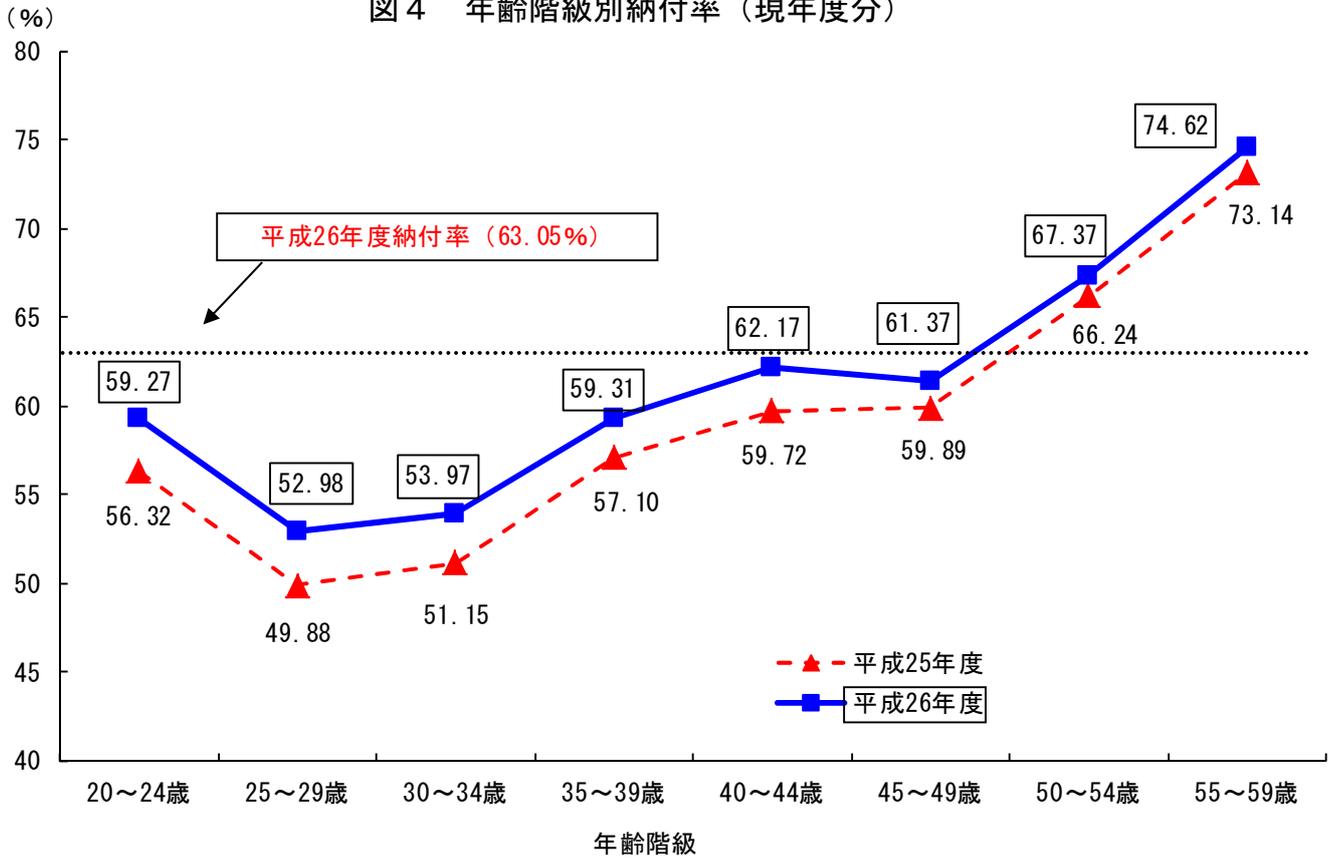
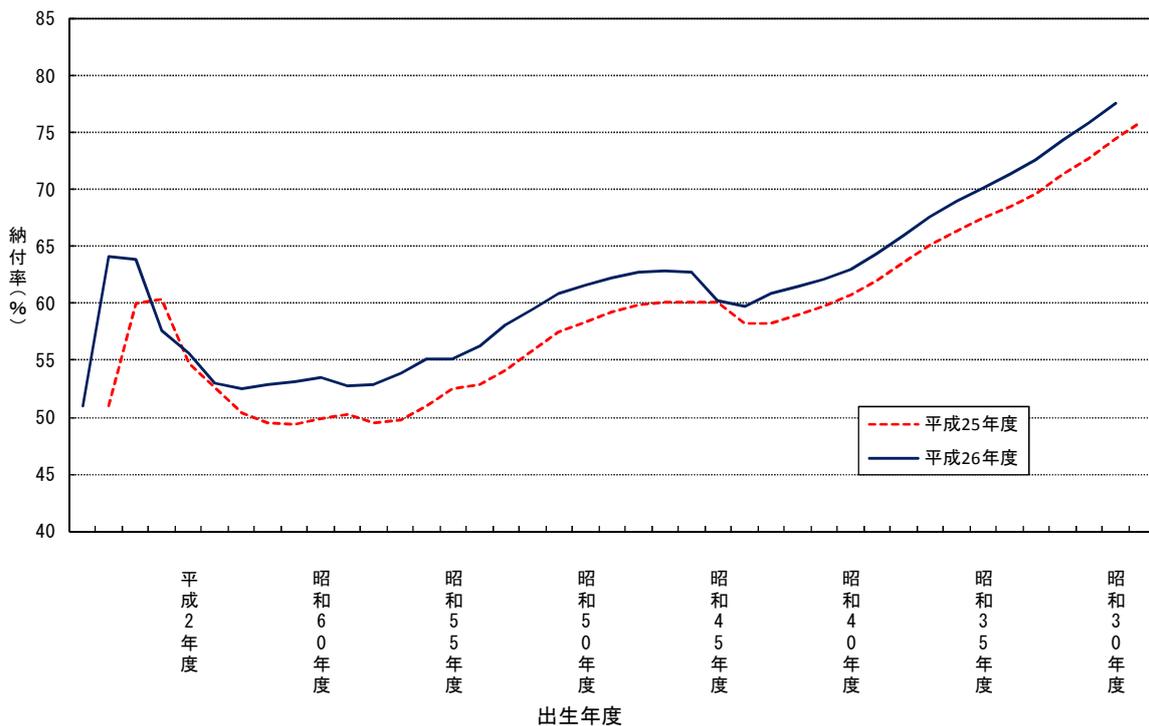


図5 出生年度別納付率（現年度分）



(4) 免除状況別の納付率

- 平成26年度における定額保険料納付に係る納付率は64.90%と、前年度に比べ2.61ポイントの上昇となっている。
- 平成26年度の一部免除された保険料に係る納付率は36.22%となっており、前年度に比べ0.22ポイント低下している。

表7 免除状況別納付率の推移（現年度分）

		総数	定額保険料納付	一部免除合計	3/4免除対象	半額免除対象	1/4免除対象
平成22年度	納付対象月数(万月)	16,679	16,065	614	332	197	85
	納付月数(万月)	9,893	9,654	239	144	72	22
	納付率(%)	59.31	60.09	38.88	43.40	36.80	26.03
平成23年度	納付対象月数(万月)	16,042	15,415	628	340	200	88
	納付月数(万月)	9,407	9,169	238	147	70	22
	納付率(%)	58.64	59.48	37.98	43.17	34.95	24.82
平成24年度	納付対象月数(万月)	15,274	14,606	668	357	212	99
	納付月数(万月)	9,010	8,757	253	156	73	24
	納付率(%)	58.99	59.95	37.90	43.83	34.29	24.28
平成25年度	納付対象月数(万月)	14,481	13,696	785	403	252	130
	納付月数(万月)	8,817	8,531	286	175	82	30
	納付率(%)	60.89	62.29	36.44	43.40	32.41	22.70
平成26年度	納付対象月数(万月)	13,651	12,774	877	438	284	155
	納付月数(万月)	8,607	8,290	318	192	91	35
	納付率(%)	63.05	64.90	36.22	43.89	31.92	22.46

注 「定額保険料納付」とは、納付対象月数のうち一部免除（3/4免除、半額免除、1/4免除）以外のもの、すなわち、年度ごとに決められる定額保険料を全額納付すべき月数に係るものである。

2 現年度分納付率の変化に係る分析

(1) 被保険者属性別の納付率の変化

平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化を被保険者属性別にみると、次のとおり。

- 納付対象月数が全体の約7割を占める、「2年間引き続き第1号被保険者であって、両年度とも納付対象月のある者」の平成26年度の納付率は64.95%となっており、前年度と比べて1.84ポイント上昇している。
- 「25年度は全額免除で、26年度は納付対象月がある者」や「20歳に到達した者」のうち「手帳送付者」の納付率は低くなっている。

図6 被保険者属性別の納付率（現年度分）の変化

平成25年度の状況（納付率 60.89%）		平成26年度の状況（納付率 63.05%）	
1号資格喪失者	25年度中に60歳に到達し資格喪失した者 納付率 76.84%（納付対象月 273万月）	平成25年度のみ 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 64.95%（納付対象月 9,884万月）
	その他平成25年度中に資格喪失した者 納付率 59.88%（納付対象月 1,290万月）		
25年度は納付対象月があり、26年度は全額免除の者	申請全額免除者 納付率 13.79%（納付対象月 286万月）	平成26年度のみ 納付対象月がある者	26年度中に60歳に到達した者 納付率 81.07%（納付対象月 262万月）
	学生納付特例者等 納付率 16.74%（納付対象月 275万月）		
両年度とも納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者 納付率 63.11%（納付対象月 9,918万月）	新規資格取得者	20歳に到達した者 納付率 53.15%（納付対象月 223万月）
	26年度中に60歳に到達した者 納付率 77.66%（納付対象月 471万月）		手帳送付者 納付率 27.67%（納付対象月 123万月）
	その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等） 納付率 57.14%（納付対象月 1,967万月）		それ以外の者 納付率 84.53%（納付対象月 100万月）
		25年度は全額免除で、26年度は納付対象月がある者	2号からの移行者等 納付率 59.96%（納付対象月 593万月）
			3号からの移行者 納付率 75.35%（納付対象月 165万月）
			その他 納付率 21.14%（納付対象月 224万月）

注 「20歳に到達した者」のうち、「手帳送付者」とは、加入届が未届である者に対して、年金手帳送付による資格取得の手続き（いわゆる「職権適用」）をした者であり、「それ以外の者」とは、自ら届出を行い被保険者となった者である。

(2) 納付率の変化の影響度

平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化2.17ポイントに対する被保険者属性別の影響度をみると、両年度とも納付対象月がある者の影響度は次とおりとなっている。

- 2年間引き続き第1号被保険者である者による影響 . . . +1.42ポイント
- 26年度中に60歳に到達した者による影響 . . . △0.16ポイント
- その他この2年間に資格喪失や再取得した者等による影響 . . . +0.72ポイント

表8 納付率（現年度分）の変化に対する被保険者属性別影響

				納付対象月数の変化による影響度 ①	納付率の変化による影響度 ②	影響度 ①+②
合 計				0.06	2.11	2.17
被 保 険 者 属 性	平成25年度のみ 納付対象月がある者	1号資格喪失者	25年度中に60歳に到達した者	△ 0.30	-	△ 0.30
			その他25年度中に資格喪失した者	0.09	-	0.09
		25年度は納付対象月があり、 26年度は全額免除の者	申請全額免除者	0.93	-	0.93
			学生納付特例者等	0.84	-	0.84
	両年度とも 納付対象月がある者	2年間引き続き第1号被保険者である者		0.09	1.33	1.42
		26年度中に60歳に到達した者		△ 0.22	0.07	△ 0.16
		その他（この2年間に資格喪失、再取得した者等）		0.01	0.71	0.72
	平成26年度のみ 納付対象月がある者	25年度は全額免除で、 26年度は納付対象月がある者	申請全額免除者	△ 0.48	-	△ 0.48
			学生納付特例者等	△ 0.25	-	△ 0.25
		新規資格取得者	20歳に到達した者	△ 0.13	-	△ 0.13
			2号からの移行者等	△ 0.04	-	△ 0.04
			3号からの移行者	0.17	-	0.17
その他			△ 0.65	-	△ 0.65	

注 「影響度」は、被保険者属性別に、当該属性の納付対象月数の変化及び当該属性における納付率の変化が、平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度）の変化（2.17ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

Ⅲ 地域別の保険料納付状況

(1) 都道府県別の保険料納付状況

- 平成26年度分保険料の納付状況を都道府県別にみると、納付率が高かった上位3県は、島根、新潟、富山となっている。反対に低かった下位3府県は、沖縄、大阪、東京となっている。
- 前年度の納付率との変化に着目すると、昨年に続き全ての都道府県で上昇している。
- 納付率の上昇幅が大きかった上位3府県は、奈良、福岡、沖縄となっている。

表9 都道府県別納付率（現年度分）の変化

都道府県	平成25年度（現年度分）				平成26年度（現年度分）				納付率の変化		全国の納付率の変化に対する影響度	
	対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)		対象月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)		（%）	順位	（%）	順位
			順位	順位			順位	順位				
全 国	14,481	8,817	60.89		13,651	8,607	63.05		2.17		2.17	
北 海 道	564	341	60.36	33	523	326	62.30	36	1.94	33	0.07	9
青 森 県	153	91	59.81	36	139	87	62.25	37	2.44	15	0.03	26
岩 手 県	129	88	67.89	12	120	84	70.34	12	2.45	14	0.02	30
宮 城 県	262	158	60.34	34	244	153	62.66	34	2.32	25	0.04	15
秋 田 県	99	69	69.93	8	90	64	71.73	8	1.80	36	0.01	43
山 形 県	113	81	71.66	3	104	76	73.12	4	1.46	44	0.01	46
福 島 県	199	126	63.12	28	188	121	64.63	30	1.51	43	0.02	29
茨 城 県	382	222	58.25	43	359	217	60.64	42	2.39	22	0.06	11
栃 木 県	245	143	58.47	40	231	139	60.40	43	1.93	34	0.03	19
群 馬 県	244	154	62.96	29	226	149	66.02	27	3.06	5	0.05	12
埼 玉 県	936	533	56.91	45	889	527	59.30	44	2.39	20	0.15	3
千 葉 県	771	455	59.04	39	729	444	60.94	41	1.90	35	0.10	8
東 京 都	1,929	1,103	57.18	44	1,858	1,092	58.77	45	1.59	42	0.21	1
神 奈 川 県	1,133	674	59.53	38	1,071	663	61.89	39	2.36	23	0.18	2
新 潟 県	225	164	72.87	2	209	157	75.27	2	2.40	19	0.03	18
富 山 県	98	70	71.55	4	91	68	74.38	3	2.83	9	0.02	32
石 川 県	114	81	71.31	6	108	79	73.04	6	1.73	37	0.01	36
福 井 県	74	53	71.44	5	69	51	73.05	5	1.62	41	0.01	47
福 山 県	102	68	66.67	17	95	65	68.36	19	1.69	39	0.01	40
長 野 県	230	158	68.97	10	216	154	71.27	9	2.30	26	0.04	17
岐 阜 県	233	163	70.04	7	219	157	71.77	7	1.73	38	0.03	23
静 岡 県	426	277	65.01	21	399	269	67.40	22	2.39	21	0.07	10
愛 知 県	848	549	64.72	22	809	541	66.87	24	2.15	28	0.13	5
三 重 県	195	134	68.61	11	184	130	70.59	11	1.97	31	0.03	25
滋 賀 県	142	95	67.06	16	133	93	69.46	14	2.40	17	0.02	28
京 都 府	283	183	64.52	24	271	178	65.70	28	1.18	46	0.02	27
大 阪 府	1,018	528	51.85	46	967	522	53.98	46	2.12	29	0.15	4
兵 庫 県	583	349	59.73	37	548	342	62.32	35	2.59	11	0.10	7
奈 良 県	151	98	65.43	19	138	95	69.25	16	3.82	1	0.04	16
和 歌 山 県	112	77	69.31	9	106	75	70.94	10	1.62	40	0.01	37
鳥 取 県	54	36	66.47	18	49	34	69.53	13	3.05	6	0.01	41
島 根 県	55	41	73.35	1	51	39	76.71	1	3.36	4	0.01	39
岡 山 県	177	113	64.11	27	167	111	66.35	25	2.24	27	0.03	22
広 島 県	278	182	65.20	20	261	176	67.60	20	2.40	18	0.05	13
山 口 県	125	84	67.25	15	118	81	69.26	15	2.01	30	0.02	33
徳 島 県	73	47	64.20	26	68	45	66.14	26	1.95	32	0.01	42
香 川 県	93	63	67.58	14	88	61	69.00	17	1.42	45	0.01	44
愛 媛 県	134	91	67.74	13	127	87	68.66	18	0.92	47	0.01	45
高 知 県	74	48	64.61	23	69	46	67.11	23	2.50	12	0.01	38
福 岡 県	485	283	58.31	41	453	280	61.89	38	3.58	2	0.12	6
佐 賀 県	84	54	64.41	25	77	52	67.40	21	2.99	7	0.02	34
長 崎 県	146	85	58.28	42	135	83	61.17	40	2.89	8	0.03	21
熊 本 県	191	120	62.93	30	177	116	65.29	29	2.36	24	0.03	20
大 分 県	97	60	61.99	31	90	58	64.43	31	2.44	16	0.02	35
宮 崎 県	111	68	61.05	32	103	65	63.53	32	2.48	13	0.02	31
鹿 児 島 県	149	90	60.26	35	138	87	62.96	33	2.70	10	0.03	24
沖 縄 県	162	67	41.70	47	148	67	45.17	47	3.47	3	0.04	14

注 「全国の納付率の変化に対する影響度」は、当該都道府県の納付対象月数の変化及び当該都道府県における納付率の変化が、全国の平成26年度の納付率（現年度分）と前年度の納付率（現年度分）の変化（+2.17ポイント）にどの程度影響したかを示したものである。

表10 都道府県別の保険料納付状況

都道府県	平成26年度分 (現年度分)		過年度分を加えた納付率及び前年度からの伸び							
			平成25年度分				平成24年度分			
	納付率 (%)	順位	納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)		納付率 (%)	順位	前年度からの伸び (ポイント)	
					ポイント	順位			ポイント	順位
全 国	63.05		67.19		6.30		67.76		4.30	
北海道	62.30	36	66.90	35	6.53	17	67.07	33	3.81	33
青森県	62.25	37	66.12	36	6.31	20	66.66	37	4.20	20
岩手県	70.34	12	74.65	11	6.76	12	75.37	10	4.24	18
宮城県	62.66	34	67.75	31	7.42	3	68.81	31	4.87	2
秋田県	71.73	8	76.04	7	6.11	26	76.82	7	3.67	37
山形県	73.12	4	77.52	4	5.85	36	78.50	3	4.00	25
福島県	64.63	30	70.09	27	6.96	7	70.53	26	3.65	39
茨城県	60.64	42	64.85	39	6.60	15	65.18	40	4.81	3
栃木県	60.40	43	64.80	41	6.33	19	65.05	41	4.27	17
群馬県	66.02	27	69.90	29	6.93	8	70.23	28	4.33	16
埼玉県	59.30	44	63.37	44	6.46	18	64.66	42	4.78	4
千葉県	60.94	41	64.84	40	5.79	37	66.06	39	4.59	11
東京都	58.77	45	63.09	45	5.91	34	64.49	43	4.51	13
神奈川県	61.89	39	65.77	38	6.24	23	66.85	35	4.54	12
新潟県	75.27	2	79.15	2	6.28	22	79.60	2	4.08	22
富山県	74.38	3	77.59	3	6.04	30	77.95	4	3.67	38
石川県	73.04	6	76.72	6	5.41	46	77.34	6	3.45	44
福井県	73.05	5	77.14	5	5.70	39	77.74	5	3.52	41
山梨県	68.36	19	72.88	19	6.21	25	72.93	18	4.22	19
長野県	71.27	9	75.26	9	6.28	21	75.51	9	4.02	24
岐阜県	71.77	7	75.50	8	5.45	44	76.02	8	3.47	43
静岡県	67.40	22	71.06	24	6.05	29	71.63	23	3.96	27
愛知県	66.87	24	70.59	25	5.87	35	71.24	25	3.95	28
三重県	70.59	11	74.04	12	5.43	45	74.58	12	3.85	31
滋賀県	69.46	14	73.75	14	6.69	14	74.41	13	4.74	8
京都府	65.70	28	71.44	22	6.92	9	71.78	21	4.96	1
大阪府	53.98	46	58.72	46	6.87	10	58.82	46	4.78	5
兵庫県	62.32	35	66.92	34	7.19	4	66.92	34	4.77	6
奈良県	69.25	16	72.91	18	7.48	2	71.78	22	4.71	10
和歌山県	70.94	10	74.94	10	5.63	42	75.35	11	3.85	30
鳥取県	69.53	13	73.63	16	7.16	5	73.38	17	4.42	14
島根県	76.71	1	79.92	1	6.57	16	79.67	1	3.98	26
岡山県	66.35	25	71.15	23	7.05	6	71.83	20	4.73	9
広島県	67.60	20	71.92	20	6.72	13	72.06	19	4.06	23
山口県	69.26	15	73.23	17	5.97	31	73.68	15	3.88	29
徳島県	66.14	26	69.96	28	5.77	38	70.27	27	3.84	32
香川県	69.00	17	73.79	13	6.21	24	73.62	16	4.16	21
愛媛県	68.66	18	73.65	15	5.91	33	73.95	14	3.78	35
高知県	67.11	23	71.47	21	6.86	11	71.28	24	4.75	7
福岡県	61.89	38	64.37	42	6.07	27	63.68	44	3.38	46
佐賀県	67.40	21	70.11	26	5.70	40	70.17	29	3.47	42
長崎県	61.17	40	63.85	43	5.57	43	63.05	45	3.39	45
熊本県	65.29	29	68.85	30	5.92	32	68.94	30	3.64	40
大分県	64.43	31	67.08	33	5.09	47	66.68	36	3.74	36
宮崎県	63.53	32	67.10	32	6.05	28	67.48	32	3.32	47
鹿児島県	62.96	33	65.95	37	5.69	41	66.28	38	3.80	34
沖縄県	45.17	47	49.27	47	7.57	1	47.93	47	4.39	15

(2) 市区町村規模別の保険料納付状況

- 平成 26 年度分保険料の納付状況を市区町村の規模別にみると、納付率は町村が最も高く、政令指定都市及び東京 23 区で低い傾向が見られる。
- 市区町村の規模別に納付率の前年度末からの変化をみると、政令指定都市で 2.44 ポイント上昇、東京 23 区で 1.46 ポイント上昇、その他の市で 2.22 ポイント上昇、町村で 2.22 ポイント上昇し、昨年に続き全ての市区町村規模で上昇している。

表 1 1 市区町村の規模別納付率の変化

	平成25年度 (現年度分)			平成26年度 (現年度分)			平成25年度から 26年度の変化		
	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	納付対象 月数 (万月)	納付月数 (万月)	納付率 (%)	対象月数 の変化率 (%)	納付月数 の変化率 (%)	納付率 の差 (ポイント)
全 国 合 計	14,481	8,817	60.89	13,651	8,607	63.05	△ 5.7	△ 2.4	2.17
政令指定都市	3,100	1,782	57.49	2,934	1,758	59.93	△ 5.4	△ 1.3	2.44
東 京 23 区	1,368	768	56.14	1,322	761	57.60	△ 3.4	△ 0.9	1.46
そ の 他 の 市	8,715	5,403	62.00	8,192	5,260	64.21	△ 6.0	△ 2.6	2.22
町 村	1,298	864	66.56	1,204	828	68.78	△ 7.3	△ 4.2	2.22

(参考) 都道府県別全額免除割合の変化

	全額免除割合			(参考) 一部免除割合	
	平成25年度①	平成26年度②	差(②-①)	平成25年度	平成26年度
全 国	34.1	35.1	1.0	3.3	3.6
北 海 道	40.6	42.1	1.4	4.4	4.5
青 森 県	40.7	41.9	1.2	5.8	6.5
岩 手 県	35.4	36.2	0.8	5.3	5.8
宮 城 県	33.6	34.4	0.7	4.3	4.7
秋 田 県	38.6	39.8	1.2	5.5	6.0
山 形 県	32.4	33.5	1.0	4.9	4.9
福 島 県	36.8	37.3	0.5	3.8	4.2
茨 城 県	30.0	31.2	1.3	2.9	4.1
栃 木 県	30.3	31.2	0.9	3.2	4.1
群 馬 県	29.4	31.2	1.8	3.3	3.6
埼 玉 県	27.7	28.7	1.1	2.3	2.8
千 葉 県	28.1	28.9	0.8	2.0	2.3
東 京 都	26.4	27.1	0.7	2.1	2.2
神 奈 川 県	27.4	28.9	1.5	2.2	2.4
新 潟 県	33.6	34.8	1.2	3.2	4.2
富 山 県	29.2	30.6	1.4	2.0	2.5
石 川 県	34.0	34.9	0.9	3.4	3.5
福 井 県	33.0	33.6	0.6	3.3	3.9
山 梨 県	33.5	34.6	1.1	4.3	4.1
長 野 県	30.1	31.1	1.0	2.6	3.4
岐 阜 県	29.2	30.5	1.3	3.2	3.3
静 岡 県	28.0	29.5	1.5	2.7	2.9
愛 知 県	28.6	29.3	0.7	2.8	3.0
三 重 県	31.0	31.6	0.6	2.9	3.2
滋 賀 県	34.6	35.9	1.3	2.7	3.3
京 都 府	40.3	40.5	0.1	3.8	3.4
大 阪 府	39.9	40.8	0.9	3.4	3.6
兵 庫 県	38.4	39.5	1.0	3.7	3.6
奈 良 県	39.7	41.9	2.2	3.2	3.9
和 歌 山 県	40.4	41.0	0.6	3.7	3.7
鳥 取 県	40.0	41.2	1.2	4.5	4.6
島 根 県	38.0	39.4	1.5	3.7	4.4
岡 山 県	38.2	38.9	0.7	3.6	3.8
広 島 県	36.4	37.9	1.6	2.8	3.4
山 口 県	38.1	38.7	0.7	4.2	4.2
徳 島 県	43.3	44.0	0.7	3.4	3.5
香 川 県	36.1	37.0	0.9	3.2	3.4
愛 媛 県	42.6	43.0	0.4	4.6	4.3
高 知 県	43.4	44.6	1.2	4.2	5.1
福 岡 県	44.7	46.2	1.5	4.9	5.2
佐 賀 県	40.0	40.9	0.9	5.1	5.8
長 崎 県	41.5	42.1	0.6	4.8	5.5
熊 本 県	41.0	42.2	1.2	5.7	5.6
大 分 県	44.8	45.4	0.6	4.8	4.9
宮 崎 県	43.8	44.5	0.7	6.3	6.6
鹿 児 島 県	45.8	46.6	0.8	4.8	5.2
沖 縄 県	53.7	54.2	0.4	4.9	5.2

注1 全額免除割合(%) = $\frac{\text{法定免除者数} + \text{申請全額免除者数} + \text{学生納付特例者数} + \text{若年者納付猶予者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$

注2 一部免除割合(%) = $\frac{\text{申請3/4免除者数} + \text{申請半額免除者数} + \text{申請1/4免除者数}}{\text{第1号被保険者数} (\text{任意加入被保険者数を除く})} \times 100$